

○内閣府(内閣府本府)

・企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について(内閣総理大臣宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

内閣府は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和2年12月に事務連絡を発出して、補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を詳細に示した資料を配布させることにより、各事業類型の実施要件等を企業主導型保育事業を実施する一般事業主等(以下「事業主体」)に十分に周知させた。また、上記の事務連絡に基づき、補助事業者に、企業主導型保育事業助成要領等を改正させて、事業主体から提出させた、保育を必要とする乳児又は幼児(以下「乳幼児」)等であって疾病にかかっているものについて企業主導型保育事業を行う施設(以下「企業主導型保育施設」)において保育を行う事業のうち病児対応型若しくは病後児対応型、又は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について企業主導型保育施設において一時的に預かり必要な保護を行う事業のうち、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりのための保育室(以下「一時預かり室」)を設置するなどすることとなっている一時預かり(これらを「病児保育等」)の実施体制等に係る計画及びチェックシートの内容を評価する審査を適切に行うことができる体制を整備させた。
- イ 3年6月に事務連絡を発出して、補助事業者に対して、企業主導型保育施設における病児保育等の運営の状況を確認させるなどして、企業主導型保育施設内に整備した専用スペース又は専用施設又は一時預かり室(以下「病児保育室等」)を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等の整備の目的に合わせた病児保育等の実施体制等に係る計画を新たに提出させるなどして、病児保育室等を病児保育等に利用させるように指導する仕組みを整備させた。

○外務省、独立行政法人国際協力機構

・政府開発援助の効果の発現について(外務大臣及び独立行政法人国際協力機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

外務省及び独立行政法人国際協力機構は、次のような処置を講じていた。

- ア 学校拡充計画について、同省は、令和3年5月に在外公館に対して通知を発して、今後、草の根・人間の安全保障無償資金協力を実施するに当たり、事業実施中に工事の進捗状況の確認等ができなくなった場合、工事の進捗状況の確認等を行うための必要な措置を講ずるなどして、適時適切に確認等をした上で、必要に応じて事業実施機関等と協議を行うこととした。
- イ 防災ラジオ放送網改善計画について、機構は、事業実施機関に対して、国家災害管理局等における中継機等の再設置及び所在不明となっている機材について代替機材の調達をするなどして防災連絡システムが利用可能な状態となるよう働きかけを行った。その結果、事業実施機関等において中継機等が再設置されたり、代替機材が調達されたりなどした。また、機構は、3年6月に関係部署に対して通知を発して、今後、無償資金協力により防災連絡システムを整備する事業を実施する場合、事業実施機関及び関係機関に対して、機材を常に利用可能な状態にしておくことの重要性や機材の適切な管理のための体制整備について必要な助言を十分に行うこととした。あわせて、機構は、上記の通知において、事業完了後に機材が利用可能な状態になっていないことを把握した場合、事業実施機関及び関係機関に対して機材を利用可能な状態にするための働きかけを文書の送付、面談等により行い、その対応状況を確認した上で必要に応じて働きかけを継続的に行うこととした。

○厚生労働省

・賃金構造基本統計調査の実施に係る会計経理等について(厚生労働大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 厚生労働本省及び都道府県労働局(以下「労働局」)において、令和2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底した。

イ 同本省において、労働局における統計調査について、次のとおり、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えるなどしていた。

(ア) 賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」)については、郵送調査を基本とした調査方法とするなどの調査計画の変更を行うとともに、2年度の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算するなどした。また、2年6月に労働局に対して事務連絡を発出して、各年度の賃金センサス終了後に賃金センサスに係る予算の執行実績について労働局から報告されることなどにより、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、賃金センサスの実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。

(イ) 賃金センサス以外の統計調査が2件あり、これらの実施に係る予算の執行実績を把握した結果、調査計画で定められた調査員調査ではなく郵送調査等の調査方法により実施されていたり、非常勤職員を雇用することとして予算の積算が行われていたのに、実際には一部の労働局を除いて非常勤職員が雇用されていなかったりしていたため、これらの執行実績と予算の積算との間にかい離が生じていた。このため、調査計画と異なる調査方法により実施されていた統計調査については、適切な調査方法に基づき次回調査時までに調査計画の変更を行うこととした上で、次回調査の際の予算において変更後の調査計画の調査方法に基づいて必要な経費を積算することとした。また、2年12月及び3年2月に労働局に対して通知を発出して、2件の統計調査のそれについて、各労働局の予算の執行実績を把握することができるようにして、当該統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もることができる態勢を整えた。

○厚生労働省、日本年金機構

・年金給付の過払いにおける年金返納に関する事務について(厚生労働大臣及び日本年金機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省及び日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア 機構本部(以下「本部」)は、令和3年3月に年金事務所等に対して指示文書を発出するなどして、年金給付に係る事務において機構が入力を誤るなどした事務処理誤りによる裁定等に伴う過払いが判明してから納入告知等までの事務処理(以下「返還請求に係る事務処理」)を、「誤裁定に係る再裁定及び返納勧奨に関する事務処理要領」に基づいて実施するよう周知徹底した。

イ 本部は、3年4月に事務処理要領を改正して、本部において、毎月、年金事務所等が作成した進捗管理簿等により返還請求に係る事務処理の進捗状況を確認した上で、事務処理に遅延が生じている場合には、年金事務所等に対して遅延理由を確認するとともに、解決に向けた必要な指示を具体的な期日を設定した上で行うこととした。

ウ 同省は、機構がア及びイの処置を適切に行いうよう、3年3月に機構に対して文書を発出して、返還請求に係る事務処理を事務処理要領に基づいて実施することや、本部における進捗管理の手続、方法等を事務処理要領に明確に示すことなどを指示するとともに、適宜、機構と事務処理要領の改正内容に係る協議を行うなどして、機構に対して必要な指導監督を行った。

○厚生労働省

・国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定について(厚生労働大臣宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項・36条 意見表示事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和3年2月に都道府県に通知を発し、同年5月までに都道府県を通じて市町村に対して、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定に当たり、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱に定める基準額を算定する際に集計した実施人員数の根拠としたデータ、資料等を、交付決定の条件に従って、適切に整理し、保管することについて周知徹底した。

イ 基本的な健診項目と詳細な健診項目を実施した場合の単価(以下「基本・詳細単価」)を定めるための方策について市町村の事務負担等も考慮して検討した結果、同省が特定健康診査及び特定保健指導の効果について分析を行うことなどを目的として構築したシステムを活用し、同システムに保存されているデータから詳細な健診項目ごとの実施人員数を抽出してその実施状況を把握することとした。そして、3年4月に、当該実施人員数により詳細な健診項目ごとの単価を加重平均するなどして算定した単価を基本・詳細単価として新たに定めた。

○農林水産省

・独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」)が国の出資金等を財源として各漁業信用基金協会に貸し付ける長期の資金(以下「本件貸付金」)が有効に使用されるように、協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直して、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金は、令和2年3月に、過大となる本件貸付金に相当する国の出資金を2年度及び3年度に国庫に納付することとする中期計画の変更について、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて、当該計画に基づき、2年10月に50億0617万円、3年9月に38億6329万円を国庫に納付する処置を講じていた。また、同庁は、3年6月に、本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどに係る要領を定め、これを信用基金に通知するなどして、当該見直しなどを適時適切に実施するための体制を整備する処置を講じていた。

・保育間伐の実施について(林野庁長官宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

林野庁は、令和3年7月に通知を改正し、森林管理署等に対して、森林整備事業の一環として、造林木の生育を助けるために、造林木の一部を伐採する間伐(保育間伐)のうち林分の密度を調整するとともに資源の有効活用を図る活用型(以下「活用型」)の実施に当たり、傾斜が急であるなどの災害リスク等がある箇所に該当しない伐区については、活用型で発生する造材、集材、トラック運搬、検知、木材市場に支払う手数料等の経費(以下「活用型で発生する経費」)が収入見込額を上回らないようにするという経済的合理性を勘案する際の考え方を示した。そして、経済的合理性を勘案する具体的な方法として、活用型で発生する経費のうち間伐材等の運搬に係る直接経費(以下「運搬経費」)が、活用型で発生する経費に対する相関関係が高いことなどから、活用型で発生する経費が収入見込額を上回ることが予測される運搬経費の収入見込額に対する割合の基準値を定めて、運搬経費の収入見込額に対する割合がその基準値以下になる場合に限り活用型による契約を締結できることとして、4年4月以降に締結する契約から適用する処置を講じていた。

・林道施設に係る長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定について(林野庁長官宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

林野庁は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和2年10月に森林管理局及び森林管理署等に対して、「治山施設及び林道施設の長寿命化計画(個別施設計画)作成要領」に代わるものとして新たに通知を発して、平成27年3月に個別施設計画に記載すべき事項等について示した「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」等に基づく長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定を行うよう指示した。また、同月に森林管理局に対して事務連絡を発して、既に策定された個別施設計画に、林道台帳等の既存の資料を活用することにより設置年度等の諸元を記載して修正するとともに、今後、個別施設計画の策定について業務委託を行う場合は、仕様書等に既存の資料を受注者に提供することなどを記載するよう指示した。
- イ 令和3年7月に同庁と市町村等が協定を締結して併用林道として設定した区間(以下「併用区間」)の取扱いについて定めた既存の通知を改正するなどして、森林管理局及び森林管理署等に対して、併用区間に設置されている橋りょう、トンネル及び各管理者が定めるその他の重要な施設(これらを「林道施設」)の長寿命化点検を踏まえた個別施設計画の策定については、原則として道路からの受益の割合を基にして道路の区間や費用に係る負担区分等を定めることとする考え方を示した。そして、森林管理局等に対して、上記の考え方を基にして市町村等の協定先と協議の上、個別施設計画の策定を行う者を定めて協定書等に記載させる方策を講じた。また、アの事務連絡により、併用区間に設置されている林道施設について、当該協定書等により、森林管理局等が個別施設計画の策定を行うこととなった場合には、速やかに個別施設計画を策定するよう指示した。

・経営体育成支援事業等に係る算定額の配分等について(農林水産大臣宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

農林水産省は、配分基準ポイントを算出する際の留意事項や算出を誤った事例を作成するとともに、地方農政局等に事務連絡を発して上記の留意事項や事例を踏まえて配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられている者等の取組内容等を客観的に確認できる資料(以下「客観資料」)により確認して、客観資料を事業終了年度の翌年度から5年間保存することを令和3年1月及び2月に都道府県を通じて市町村に対して周知する処置を講じていた。また、3年1月及び4月に事業の実施要綱を改正して客観資料の確認や保存を明記する処置を講じていた。

○経済産業省

・省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)による事業の実施状況について(資源エネルギー庁長官宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

資源エネルギー庁は、令和3年5月までに、エネルギー使用合理化の取組等に係る事業(以下「合理化事業」)の補助事業者及び同事業の後継事業として3年度から実施している先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に対して指導を行い、次のような処置を講じていた。

ア 合理化事業の補助事業者に、3事業主体に対して合理化事業を実施した後の1年間に達成される

省エネルギー量の計画値(以下「計画量」)を達成するよう省エネルギーに取り組ませて合理化事業の実施により達成された省エネルギー量の実績値(以下「実績量」)の再計測期間を定めた上で適切な実績量を再計測して報告させるとともに、計画量を達成できない場合は合理化補助金の返還を求めることも検討させた。

イ 合理化事業の補助事業者に、事業主体と共同して省エネルギー対策を実施する事業者(以下「エネマネ事業者」)を対象とした連絡会を開催させるなどして、事業主体及びエネマネ事業者に対して、実績量の計算を適切に行うよう周知させた。

ウ ^(注)先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に、公募要領等において、交付申請時の裕度設定の理由及び成果報告時の補正計算の適用可否の対応関係について明記するなどして、裕度の内容と補正の内容が実質的に重複することがないよう、実績量を計算する際に裕度を加味した理由と同様の理由で補正を行う場合の取扱いについて定めさせるとともに、交付申請書、成果報告書等について、裕度を加味したり補正を行ったりしている内容が適切か確実に審査を行えるような記載内容とさせた。

(注) 裕度 合理化事業において、省エネルギー効果の高い設備の実際の性能を製品カタログに記載されている性能と比較した場合の相違や気温の上昇等の様々な要因により、エネルギー使用の実態とのかい離が生ずることを想定して、計画量を計算する際に加味するもの

エ 先進的省エネルギー投資促進支援事業の補助事業者に、公募要領等において、エネマネ事業者と契約期間を3年間以上とするエネルギー管理支援サービス契約を締結して実施する、より効果的な省エネルギー対策としてエネマネ事業者から改善提案を受けて運用改善を行うことの必要性について明確に示させるとともに、運用改善の実施内容について事業主体から報告させることを定めさせた。

なお、合理化事業の補助事業者は、3事業主体から改めて実績量の報告を受けるなどした結果、計画量を達成できない1事業主体に合理化補助金を返還させて、これに係る国庫補助金相当額を3年7月に国庫に返還した。

・石油供給インフラ強じん化事業における大規模地震等の想定について(資源エネルギー庁長官宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

資源エネルギー庁は、令和2年12月に補助事業者に対して事務連絡を発するなどして、次のような処置を講じていた。

ア 石油会社に対して、今後、設備等の耐震性能等の評価を行う際は、最新の地震データを用いるとともに、内閣府から地震データ入手することができるケースが複数ある場合には、各製油所の所在場所の地表面の加速度等を推定して比較するなどした上で、最も条件の厳しいケースを採用することとし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、被災した製油所^(注)が早期に出荷機能を回復して被災後出荷量を出荷することが困難となった際のバックアップ供給等に係る体制を整備して系列BCPにその内容を盛り込むなど、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るために他の方策についても合わせて検討するよう補助事業者を通じるなどして指導した。また、今後新たに事業を実施する石油会社についても、補助事業者が上記の事務連絡に基づいて指導することとした。

(注) バックアップ供給　被災地以外の製油所においてガソリン等の石油製品を増産して被災地に供給するなどすること

イ 石油会社に対して、大規模地震等の想定が十分なものとなっていない12製油所について、アと同様に耐震性能等の評価を行い、過去に耐震化対策等を実施したのに耐震性能等が確保されていないと認められる設備等については、改めて耐震化対策等を実施することにより耐震性能等の確保に取り組むこととし、最も条件の厳しいケースを採用して耐震性能等を確保することが困難な場合には、アと同様に、大規模地震等に備えて石油を持続的に安定供給し得る体制の整備を図るために他の方策について検討するよう補助事業者を通じるなどして指導した。

その結果、3年7月末現在で、操業を停止することになった1製油所を除く11製油所を運営する5石油会社は、当該11製油所について耐震性能等の評価に向けた調査を行うなどしており、こうした調査の実施によるなどして大規模地震等に備えた石油を持続的に安定供給し得る体制の整備が図られているかについて、同庁はフォローアップを行うとしている。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、既に負担を求めている国道事務所での事例、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等(以下「占用企業者」)等からの意見等を参考に、引き続き、占用企業者等と協議するなどして、路面下空洞調査業務に要した費用について占用企業者に応分の負担を求めるための指針等の整備に向けた検討を行っている。

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可(使用許可を行う者を「使用許可者」)において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ 不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)を委託する

際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ 旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ 東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により事業者は引き続き極めて厳しい経営状況にあることなどから、引き続き同感染症の感染拡大等の状況を見極めつつ、今後、事業者の経営状況について一定程度の改善があったと判断した場合には、できる限り速やかに、ウの検討の結果に基づく算出方法を明記した仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際にウの検討の結果に基づく算出方法を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

・地籍調査事業の実施により作成された地籍図等に係る認証請求の早期の実施等について(国土交通大臣宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記 : 36条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和2年10月に通知を発して、都道府県を通じて市町村等に対して、国土調査事業事務取扱要領では土地所有者等が実際に地籍図原図及び地籍簿案(これらを「原図等案」)を閲覧したことを確認することまでは求めていないことを明確に示すとともに、調査実施地区の成果に認証されていない隣接する他の調査実施地区の調査で設置した基準点を含めて認証請求を行うことが認められていることや、境界の確認が得られていない場合に筆界未定とする地図を作成することにより作業工程を進めることについて周知し、また、市町村等の担当者に対して研修を実施することなどにより、上記の内容について3年6月までに周知徹底を図った。

イ 地籍図等が作成されてから認証請求を行うまでの標準的な期間を3か月以内と定めた上で、アの通知により、都道府県を通じて市町村等に対して、地籍調査の目的及び重要性を踏まえて、原図等案を作成した場合は遅滞なく公告して閲覧に供して、その後は遅滞なく地籍図等を作成するとともに、地籍図等を作成した場合は上記の標準的な期間内に認証請求を行うことについて周知した。

ウ 市町村等における認証請求の状況を定期的に把握することとし、2年12月に都道府県に対して認証の状況等に関する調査を依頼し、当該調査の結果を踏まえて、都道府県を通じて市町村等に対して、認証請求の可否を確認するとともに、認証請求が可能なものについては遅滞なく認証請求を行うよう、技術的助言を行った。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち補助対象とする区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、3年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

○内閣府(内閣府本府)、総務省

・中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について(内閣総理大臣及び総務大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

内閣府及び総務省は、次のような処置を講じていた。

ア 同省は、令和2年12月までに、都道府県及び市町村に対して事務連絡を発して、中心市街地活性化のために実施するソフト事業に要する経費を対象とした特別交付税(以下「中活ソフト特別交付税」)が過大に交付されている事態について、地方交付税法の規定により当該年度の特別交付税の額から総務大臣が調査した額の控除(以下「減額調整」)の対象外となる平成26年度交付分を除いて報告を求めた上で、同省が事業ごとに交付額が過大となった経緯等を勘案するなどして減額調整を行わないとしたものを除き、令和元年度特別交付税及び2年度特別交付税の算定において、報告された過大交付額に係る減額調整を行った。

イ 同府は、元年10月までに、①市町村に対して事務連絡を発して、基本計画については同省と事前に内容を調整するなどして適切に作成すること、中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業については中活ソフト事業として基本計画に位置付けて認定を受けることなどについて周知徹底し、②市町村が中活ソフト特別交付税の交付を受けようとする事業について中活ソフト事業として基本計画に適切に位置付けることができるよう、同省と連携して「中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル」を見直すなどした。また、同省は、2年8月までに、算定資料の様式について、記載要領を充実させたり、チェック欄を設けたりするなどして、算定資料等の内容の確認を適切に行えるようにするとともに、市町村に対して、算定誤りの事例や中活ソフト事業を実施するために市町村が負担する経費として認められない経費を明確に示して、算定資料等の作成を

適切に行うよう、また、都道府県に対して、算定資料等の審査を適切に行うよう、それぞれ事務連絡を発して周知徹底した。

ウ 同省は、元年度特別交付税12月分について、都道府県及び市町村に対して中活ソフト事業に実際に要した経費の報告を求めて把握し、当該報告に基づき減額調整を行う必要性について検討していた。

エ 同省は、2年8月までに、地方交付税の算定に用いた資料に関する検査が適切に行われるよう中活ソフト特別交付税についての具体的な検査項目や確認事項等を示した検査要領を定めるなどした。

○国立研究開発法人産業技術総合研究所

・ 国立研究開発法人産業技術総合研究所が保有するなどしている土地の利用状況について(国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、次のような処置を講じていた。

ア 九州センターにおいて佐賀県から賃借している土地について、令和2年12月までに、賃借しないこととする土地を確定するとともに、同県と協議して、当該土地を同県に返還するよう、賃貸借契約の見直しに向けた計画を策定した。

イ 北海道センターにおいて有効に利用されていない土地について、2年12月までに、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要かどうかを検討した上で、必要がないと認められる土地については国庫納付に向けた具体的な処分計画を策定するとともに、雪よけ地等として必要があると認められる土地についてはこれに係る具体的な利用計画を策定した。

ウ 2年12月に、土地の利用等に関する規程を改正して、各地域センターにおける土地等の適切かつ効率的な利用を促進するとともに、利用状況を把握し、利用率が低いと認める場合は、活用又は処分のための必要な措置を講ずることとするなどの体制を整備した。

○独立行政法人労働者健康安全機構

・ 災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人労働者健康安全機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

独立行政法人労働者健康安全機構は、次のような処置を講じていた。

ア 3災害拠点病院のうち2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水対策を講ずるまでの応急的な対処方法として土のうを設置することとして、土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を令和3年7月までに行った。そして、自家発電機等用の建屋の新築や病院の建物の次期建替整備の際に最大浸水深以上の高さの場所に自家発電機等を設置する計画を同年4月までに策定した。また、1災害拠点病院は、機構本部と連携して、応急的な対処方法を経ずに、浸水対策として止水板を設置する計画を2年9月に策定し、同月に止水板設置工事を完了した。

イ 機構本部は、3年6月に3災害拠点病院に対して事務連絡を発して、止水板設置、自家発電機等用の建屋の新築等に係る工事の実施状況、計画策定後の事情変更により前倒しで実施できる浸水対策の有無等について定期的に又は浸水対策が完了した際に報告を求めることとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

○独立行政法人国立病院機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人国立病院機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

独立行政法人国立病院機構は、次のような処置を講じていた。

ア 2災害拠点病院は、機構本部と連携して、浸水対策を講ずるまでの応急的な対処方法として土のうを設置することとして、土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を令和3年7月までに行った。そして、病院の建物の次期建替整備の際に最大浸水深以上の高さの場所に自家発電機等を設置する計画を同年6月に策定した。

イ 機構本部は、3年6月に2災害拠点病院に対して事務連絡を発して、計画策定後の事情変更により前倒しで実施できる浸水対策の有無等について定期的に報告を求めるとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。

○独立行政法人地域医療機能推進機構

・災害拠点病院における自家発電機等の浸水対策について(独立行政法人地域医療機能推進機構理事長宛て)

(令和元年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

独立行政法人地域医療機能推進機構は、次のような処置を講じていた。

ア 東京山手メディカルセンター(以下「センター」)は、機構本部と連携して、応急的な対処方法を経ずに、自家発電機等が設置されている建物内に浸水しないように土のう^(注)を設置する計画を令和2年9月に策定し、同年10月までに土のうの調達や、設置要員、設置方法等について定めたマニュアルの作成を行う浸水対策を実施した。

(注) 「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」によれば、建築物の出入口等における浸水対策については、個々の対象建築物の状況に応じて、防水扉や止水板の設置、土のうの設置等の対策を講ずることとされている。センターは、自家発電機等が設置されている建築物が立地している区域で想定される浸水深を考慮するなどして土のうを設置することにしている。

イ 機構本部は、3年6月にセンターに対して事務連絡を発して、土のうの調達状況等についての報告を求めるとして、浸水対策の実施状況を確認するための体制を整備した。